

やまなしの優れた景観を守り育てるために

山梨県景観条例に基づく

大規模な建築物や工作物などの 届出制度のあらまし



山 梨 県

はじめに

私たちのふるさと山梨は、周囲を取り巻く雄大な山岳をはじめ、高原や湖、河川など、多様で豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれております。

また、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡などの歴史的文化的資産が基調となった景観も豊富です。

こうした景観は、日々の生活にうおいとやすらぎを与え、山梨に住むことの誇りとふるさととしての愛着を育

んでくれるかけがえのない資産といえます。

このため、山梨県では、平成2年10月に「景観条例」を制定し、かけがえのない自然景観や貴重な歴史的文化的景観を県民共有の財産として守り育て、後世に継承していくとともに、まち並みや沿道、住まいの周辺などにおいて快適で魅力ある景観づくりを進めていくこととしました。

大規模な建築物や工作物等の景観形成

大規模な建築物や工作物、屋外における大規模な物品の集積などは、周辺の景観に大きな影響を与えるものです。

このため、景観条例では、一定の規模を超える建築物や工作物の新築等、あるいは屋外における一定の規模を超える物品の集積等については、県に届出をしていただ

くこととしました。(平成3年4月1日開始)

県では、届出の内容につきまして、大規模行為景観形成基準(別記)に基づき、必要に応じて、指導、助言をさせていただきますこととしております。

届出を必要とする行為＝大規模行為

届出を必要とする大規模行為とは、次のものです。

行 為		届 出 の 対 象
建 築 物	・新築、増改築(床面積が10㎡を超えるもの)、移転、外観の模様替え又は色彩の変更(当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの)	①都市計画法に規定する商業地域 ・高さ31m又は建築面積2,000㎡を超えるもの ②都市計画法に規定する用途地域のうち商業地域を除く地域 ・高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの ③上記①又は②以外の地域 ・高さ15m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
	新築、増改築、移転、外観の模様替え又は色彩の変更	①煙突、記念塔、装飾塔、高架水槽、彫像の類 ・高さ15mを超えるもの ②垣、さく、塀の類 ・高さ3mを超えるもの ③遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類 ・高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの ④電柱、送電鉄塔、アンテナの類 ・高さ20mを超えるもの
90日を超える屋外における物品の集積又は貯蔵		・物品の高さ5m又はその用に供されている土地の面積1,000㎡を超えるもの

※高さとは、地盤と接する最も低い位置から建築物等の最も高い部分(建築設備を含む。ただし、避雷針は除く。)までの垂直距離をいいます。

届出が不要な行為

上記に該当する行為でも、次のような場合は、届出の必要はありません。

- 自然公園法又は山梨県立自然公園条例に基づく許可及び届出を要する行為
- 山梨県自然環境保全条例に基づく許可及び届出を要する行為
- 山梨県風致地区条例に基づく許可を要する行為
- 文化財保護法又は山梨県文化財保護条例に基づく許可又は届出を要する行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 仮設の建築物又は工作物の新築、増改築など
- 景観形成地域内で行う新築、増改築など、(別途届出が必要です)。

届出の手続き

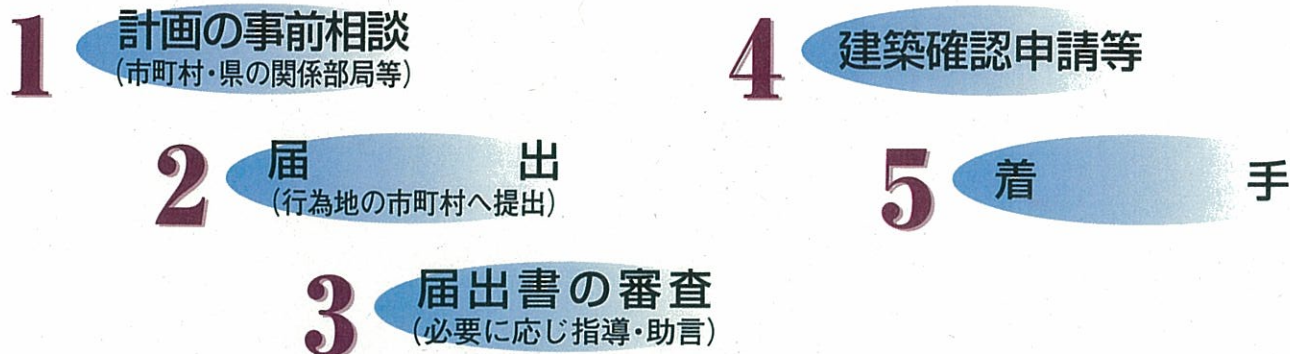
右表にかかげる大規模行為に該当する場合は、届出が必要です。

届出は、定められた用紙（県庁又は市町村役場にあり
ます。）に必要な図面などを添付して、市町村役場の窓口
へ4部提出してください。

指導又は助言

知事は、届出のあった内容について、大規模行為景観
形成基準などに基つき審査し、周囲の景観との調和に配
慮が必要な場合には、指導又は助言を行います。

届出の手続きの流れ



届出に必要な図面等

行為の種類	図 面		
	種 類	明 示 す べ き 事 項	備 考
大規模建築物等の新築改築、増築、若しくは移転又は模様替え若しくは色彩の変更	付近見取図 (2,500分の1程度の縮尺のもの)	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・行為の位置	
	配置図 (200分の1程度の縮尺のもの)	・方位 ・敷地の形状及び寸法 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・届出に係る建築物等と他の建築物の別 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高 ・張り芝等の位置	現況写真の撮影位置及び方向を示すこと（植栽は、色エンピツ等で解かりやすく着色すること）
	平面図 (100分の1程度の縮尺のもの)	・方位、寸法 ・室名 ・開口部の位置	各階平面図
	立体図 (100分の1程度の縮尺のもの)	・仕上げ材料 ・色彩（マンセル記号・色見本添付） ・開口部の位置 ・附属設備	2面以上（色エンピツ等で近似色を着色すること）
	断面図 (100分の1程度の縮尺のもの)	・各部分の高さ等の寸法 （最低GLからの高さを記入）	屋上の設備等を含んだ最も高い部分を切断位置とすること 2面以上
	現況写真	・完成後の建築物等の形態を朱書きすること （なるべく主要な視点の場所で撮影すること）	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真2枚以上
屋外における物品の集積又は貯蔵	付近の見取図 (2,500分の1程度の縮尺のもの)	・方位 ・道路 ・目標となる地物 ・行為の位置	
	配置図 (200分の1程度の縮尺のもの)	・方位 ・敷地の形状及び寸法 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ ・遮へい物の位置、種類、構造、高さ及び長さ	現況写真の撮影位置及び方向を示すこと
	現況写真	・集積又は貯蔵後の物品の形状を朱書きすること	行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真2枚以上

大規模行為景観形成基準

大規模行為をしようとする場合、この基準を参考として、周囲の景観と調和するような配慮をお願いします。

行 為	事 項	基 準
大規模建築物等の新築、改築、増築若しくは移転又は模様替え若しくは色彩の変更	位 置	1 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。 2 周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とすること。 3 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。
	外 観	1 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。 2 壁面等の意匠のつりあいに配慮し、全体としてまとまりある意匠とすること。 3 外壁又は屋外に設ける設備は、露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 4 屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮すること。
	色 彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。
	材 料	1 周辺の景観との調和に配慮した材料を使用すること。 2 地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用すること。 3 耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努めること。
	緑 化	1 敷地内においては緑化に努めること。 2 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること。 3 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること。
	そ の 他	1 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。 2 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあっては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。 3 優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあっては、勾配のある屋根を設けるように配慮すること。 4 都市施設の集積する商業地域において、道路境界線から後退することにより生じた空地は、道路と一体となった開放的な空地とするように努めること。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とすること。 2 積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
	遮 へ い	敷地の周囲の植栽を行うなど、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮へいに配慮すること。

◆ お問い合わせ先 ◆

(大規模建築物の新築など)

山梨県土木部建築指導課・各地域振興局建設部

(屋外における物品の集積など及び景観形成地域内の行為)

山梨県森林環境部みどり自然課・各地域振興局林務環境部

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6の1 TEL 055 (237) 1111 (代)

(02.10)